

豊明市

生活排水対策推進計画

概要版

■生活排水対策推進計画を策定する背景

河川の水質汚濁は、水質汚濁防止法や県民の生活環境の保全等に関する条例などにより工場・事業場の排水規制が実施されてきた結果、今日では私たちの日常生活によって生じる生活排水が主な原因になっています。

■これまでの計画策定状況

平成5年1月には、愛知県知事により、境川流域に位置する豊明市及び周辺市町は、生活排水対策の重点地域に指定されました。平成5年度に豊明市では「生活排水対策推進計画」を策定し、境川的生活排水対策に取り組むとともに、近隣市町と連携し、境川流域の水質改善に努めてきました。

平成20年度に策定された生活排水対策推進計画は、平成30年度に目標年度となり改訂することとなりました。

■今回策定された計画の主要なポイント

平成5年から25年が過ぎ、市民生活が様々な変貌をとげるなかで、下水道整備をはじめとした生活排水対策事業を実施してきました。今回改訂した計画では、市民協力のもと境川をはじめ市内各河川やため池などにおいて幅広い生活排水対策を積極的に推進していくものです。

計画を見直しました。
主な内容を紹介します。

豊明市 平成31年3月



生活排水対策の現状

河川の水質基準の達成状況

境川の水質基準は、新境橋よりも上流側が B 類型に設定されています。最近の水質測定結果では、ほぼ横ばい状況となっていますが、環境基準を超過している年もあり、さらなる改善の必要があります。

生活排水処理施設等の整備状況

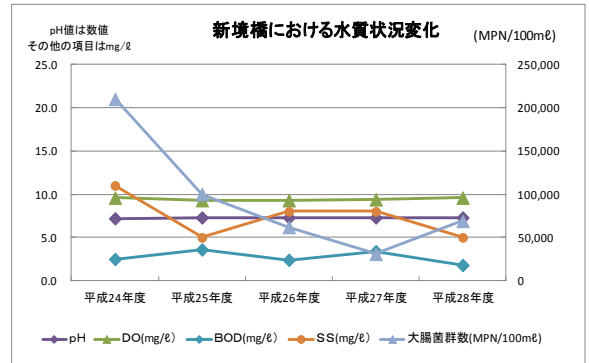
生活排水処理人口普及率は、平成 28 年度に 86.2% (目標 99%) となっており、目標達成には至っていません。今後、農業集落排水や集中浄化槽 (勅使台団地) などを下水道へ統合する計画もあり、生活排水処理人口普及率 100% を目標に整備が進められています。

水辺空間等の整備促進状況

河川等の改修にあたっては、勅使水辺公園 (平成 24 年度供用開始) を整備し、生態系に配慮するとともに、レクリエーション機能を付加した水辺整備を進めてきました。

生活排水対策や水質保全対策の実施状況

| 生活排水対策等の項目 | 生活排水対策や水環境保全対策の実施状況 |
|-------------------|--|
| 河川等水質調査・モニタリングの充実 | pH、BOD、COD、SS、DO等について、市内の24地点(河川7地点、ため池9地点、排水路8地点)で水質調査を年2回行っています。 |
| 県や流域市町との情報交換 | 境川流域4市1町(大府市、豊明市、刈谷市、みよし市、東郷町)で構成される担当者会議にて、水質改善並びに境川の水生物調査、定期的な情報交換を行っています。また、県からは必要な事業に応じて資料の提供を受けるとともに、関係市と情報共有を行っています。 |
| 広報紙やホームページ等の充実 | 生活排水対策の事業や整備状況、水質調査の結果等を環境課ホームページに掲載し、情報の提供とともにPRしています。 |



| | |
|-------------------------------|----------|
| 行政区域人口 (平成 28 年度) | 68,802 人 |
| 生活排水処理人口 (下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽) | 59,305 人 |
| 生活排水未処理人口 | 9,497 人 |
| 生活排水処理人口普及率 | 86.2 % |

生活排水対策推進計画

●基本理念及び基本方針

緑と水辺の豊かな環境をめざして

| | |
|------------------------------------|---|
| 基本方針 1 生活排水処理施設等の整備促進 | ① 生活排水処理施設整備推進・接続促進 |
| 基本方針 2 生活排水対策に係る意識啓発等の充実 | ① 市民・事業者・市の責務の明確化、PR 等 ② 生活排水対策等に関する情報の収集・提供 ③ 生活排水対策の普及と活動への支援 |
| 基本方針 3 流域全体の生活排水対策の連携強化 | ① 関係機関、流域住民との連携 |

※基本理念は、環境基本計画の「環境像」の中から水辺環境等に関連のあるものから設定

■ 目標年度の設定

● 目標年度 平成42年度（2030年度）

● 中間目標年度 平成37年度（2025年度）

中間目標年度に計画の進捗状況評価を行います。

基本方針1 生活排水処理施設等の整備推進

■ 生活排水処理人口普及率

● 市全域 100%（平成28年度末現在86.2%）

中間目標年度では95.8%を目標とします。

公共下水道の区域に農業集落排水及び集中浄化槽（勅使台団地）の区域も含めていきます。

■ 水質 環境基準の達成・維持に努めます。

基本方針2 生活排水対策に係る意識啓発等の充実

■ 市民・事業者・市の責務のまとめ

生活排水対策は一人ひとりが取り組んで初めて効果を発揮することから、その取組を促す啓発活動は重要です。そこで、責務として市民、事業者、市、それぞれの役割を列挙しました。

市民の責務

● 共通の責務

- ・生活排水対策に係る自主的活動の実施
- ・国、県、市が推進する生活排水対策への協力
- ・「県民の生活環境の保全等に関する条例」、「生活排水対策に関する基本方針」の遵守

● 流域関連公共下水道区域内の市民

- ・流域関連公共下水道への早期接続

● 流域関連公共下水道未整備区域及び計画区域外の市民

- ・発生負荷の削減対策
- ・浄化槽の設置および単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換
- ・浄化槽の適正な維持管理

基本方針2 生活排水対策に係る意識啓発等の充実

事業者の責務

- 浄化槽工事業者および住宅建築の請負業者
 - ・浄化槽設置者に対する浄化槽に関する情報の提供
- すべての事業者（企業市民として）
 - ・生活排水対策や水環境保全に係る自主活動の実施

市の責務

- ・生活排水に係る処理計画の策定
- ・境川流域下水道事業の計画的な推進
- ・単独処理浄化槽・し尿くみ取りから合併処理浄化槽への転換促進及び適正な維持管理の実施
- ・流域関連公共下水道が整備された地域における早期接続促進
- ・工場や事業所に対する排水の適正管理指導
- ・生活排水対策および水環境保全に関する意識高揚のための啓発

■生活排水対策や水環境保全対策

| 生活排水対策等の項目 | 生活排水対策や水環境保全対策の実施予定内容 |
|------------------|-------------------------------------|
| 河川等水質調査 | 全市的な把握 |
| モニタリング充実 | 境川流域の近隣市町との相互調査 |
| 県や流域市町との情報交換 | 事務担当者会議など |
| 既存の誌面や電子媒体等の内容充実 | P R 誌の配布 市や協議会のホームページ等による情報提供の推進 |
| 市民参加の学習会 | 水辺に親しむ学習会の実施 |

■生活排水対策の普及と活動支援

広く市民に具体的な実施活動を周知するとともに、行政、事業者、市民が一体となり、汚濁削減に取り組む体制づくり

今回紹介した内容は、市民のみなさんと一体的に取り組んでいきます。



基本方針3 流域全体の生活排水対策の連携強化

流域下水道事業を中心にして、流域全体の生活排水対策が進められています。さらに、生活排水対策を推進するためには、流域の住民、事業者、行政の連携を高め、良好な水環境づくりを進める必要があります。

★合併処理浄化槽に関する補助金制度の変更のお知らせ★

平成31年度より合併処理浄化槽設置事業費補助金の設置基準及び補助金額を変更しました。合併処理浄化槽の新設に対する補助金を廃止し、単独処理浄化槽、汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換に対しての補助金額を増額しました。